

令和元年度
屋久島町特定有人国境離島地域社会
維持交付金事業（滞在型観光促進業
務）提案競技実施要項

屋久島町観光まちづくり課

[資料]

資料1 屋久島町滞在型観光促進等業務仕様書

[様式]

様式1 参加意思表明書

様式2 提案競技質問書

様式3 類似業務実績調書

見積書

この提案競技実施要項は、屋久島町が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の採択を受けて実施する屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業（屋久島町滞在型観光促進業務）の受託者を選定するため実施する提案競技について参加方法等留意すべき事項を定めたものです。

1 業務名称

令和元年度 屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業（屋久島町滞在型観光促進業務）

2 業務目的

本事業は、屋久島において「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある着地型観光サービスの開発・企画とその担い手の育成を行うとともに、本町への誘客、送客を担う本土側の旅行業者その他の事業者との連携のもと、着地型観光サービスを組み入れた魅力的な旅行商品の組成、企画及び広告宣伝や販売を行い、滞在型観光による効果を波及させるとともに、継続的な推進体制の構築を図るものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月16日（月）まで

4 提案限度価格

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。

なお、契約金額は採択された提案額となり、消費税及び地方消費税相当額は契約相手方の負担となります。

5 委託内容

資料1「令和元年度 屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業（屋久島町滞在型観光促進業務）」仕様書のとおり

6 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和元年5月27日（月） |
| (2) 参加意思表明書提出 | 令和元年6月7日（金）17時まで |
| (3) 提案書締切 | 令和元年6月25日（火）17時まで |
| (4) 受託者選考会 | 令和元年7月11日（木）予定 |
| (5) 受託者通知 | 令和元年7月23日（火）予定 |

7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 本業務で企画・開発された旅行商品を募集・催行ができる旅行業法の有資格者との連携が図れること。

8 参加意思表明書の提出

提案競技に参加を希望する者は、必ず参加意思表明書を提出してください。

提出期限・提出方法

令和元年6月7日(金)17時まで(必着)に令和元年度屋久島町滞在型観光促進業務を表題に記載し、電子メール(kankou@town.yakushima.kagoshima.jp)で屋久島町観光まちづくり課に送付してください。

9 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、提案競技質問書(様式2)に記載の上、「18書類送付先・問合せ先」宛にEメールで提出してください。

10 提案書の提出

提案競技の参加者は、別紙仕様書の内容に基づき、企画提案書を提出してください。

(1) 提出期限 令和元年6月25日(火)17時まで

(2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(3) 提出書類

下記①から⑦までの書類を提出すること。なお、①から④については、本町の指名業者に登録されている事業者は提出不要です。登録されていない事業者は「18書類送付先・問合せ先」宛に提案書等と併せて提出してください。

① 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

1部

- ② 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 1部
- ③ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明 1部
(屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明)
- ④ 法人登記簿(現在事項全部証明書) 1部
- ⑤ 事業提案書 正1部、副6部
- ・提案者は、資料1「仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、本作成要領に従い提案書を作成してください。
 - ・提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。
 - ・提案書のページ上限は、20ページ以内(表紙、目次、様式4を除く)とします。提案書は、A4サイズ横書き、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。
 - ・提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付してください。
 - ・提案書(正)については、参加事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。
 - ・提案書(副)は、全般にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。
 - ・実施内容・実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図)、スケジュール等を記載してください。
 - ・本業務における宿泊者数の目標を提示すること。
- ⑥ 見積書(本業務期間内に要する経費) 正1部、副6部
- ・別途様式、A4
 - ・見積書(正)については、参加事業者名を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。
 - ・見積書(副)は全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。
 - ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。
 - ・見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
 - ・経費の内訳を任意様式で添付してください。
- ⑦ 類似業務実績調書(様式3) 正1部、副6部
- ・本業務と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してください。実績がない場合は、提出は不要です。

(4) その他

- ・ 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

11 受託者選考の概要

受託者は、令和元年7月11日（木）に開催予定の屋久島町滞在型観光促進業務受託者選考委員会において、応募された提案書を審査基準（別表1）により選考し受託候補者の順位を決定します。

なお、提案の申し込みが複数あった場合、提案書の補足説明をいただくプレゼンテーションを予定しています。なお、実施の有無は別途申込者に通知します。

選考結果は令和元年7月23日（火）までに、提案者に連絡する予定です。

12 提出書類の取り扱い

- （1）提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- （2）提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用する場合は、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- （3）提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- （4）選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。
- （5）提出期限以降の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めません。（ただし、発注者が変更等を求める場合を除く）

13 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、選考委員等との協議のうえ失格とします。

- （1）条件を満たさない提案を行った場合
- （2）提出書類に虚偽があった場合
- （3）選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- （4）業務推進に必要な手続きを行わない場合

14 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、当該提案を行った受託候補者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

15 受託業務における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この業務で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、屋久島町に帰属するものとします。
- (2) 屋久島町は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとします。
- (3) 屋久島町は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、屋久島町が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料等がかからないこととします。
- (4) (3) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとします。

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。
- (6) 参加意思表明書提出以降に参加を辞退する場合は書面にて通知してください。参加辞退は自由であり、当該辞退による不利益な扱いは致しません。

17 添付資料

- (様式1) 参加意思表明書
- (様式2) 提案競技質問書
- (様式3) 類似業務実績調書
見積書

18 書類送付先・問合せ先

屋久島町観光まちづくり課 統括係長 木原
〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20
屋久島町役場観光まちづくり課
E-mail : kankou@town.yakushima.kagoshima.jp
電話番号 : 0997-43-5900 (内線 231)
ファクシミリ : 0997-43-5905

別表 1

審査基準

事業の適合性	仕様書に適合した内容であり、屋久島町の地域の実情に沿った計画であるか。
	交付金事業として、計画内容が適切であるか。
計画の確実性	履行期間内に確実に実行される計画であるか。
	現状及び将来の顧客や市場規模等を捉え、将来の発展を見据えた計画であるか。
事業効果の期待	事業効果が見込め、その効果が継続される内容であるか。
	事業検証が容易であるか。
事業者の実行性	経営面も含め、事業の遂行に十分な能力があるか。
	実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備されているか。
費用効率	費用対効果の観点から、計画予算額は効率的であるか。
	積算額、内訳及び単価等積算根拠は適当であるか。